

令和2年度放射線等に関する情報発信事業に係る企画競争について

下記のとおり企画競争を行います。

令和2年5月1日

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官
増田直樹

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官 増田直樹

2 企画競争の内容

【1】事業名

令和2年度放射線等に関する情報発信事業

【2】事業の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故から9年が経過した今なお続く風評を払拭することは、福島の復興・再生において重要な課題である。そのため、風評の払拭に向け、伝えるべき対象、伝えるべき内容、発信の工夫について、具体的に示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」

<http://www.fukko-pr.reconstruction.go.jp/2017/senryaku/>

(以下「戦略」という。)を平成29年12月に取りまとめ、政府一体となって情報発信に取り組んでいるところ。

本事業は、国内における風評の払拭に向け、戦略に基づき、放射線に関する基本的な情報や福島の現状等について、広く国民一般（特に、乳幼児・児童生徒の保護者及び妊産婦。）に伝え、知ってもらうことを主な目的として、効果的な情報発信を行うものである。

【3】事業内容

上記【2】の目的のために、以下の業務を実施すること。

なお、本事業を進めるに当たっては、情報発信の優先度や時期に応じた柔軟な対応が必要であることなどから、復興庁（以下「当庁」という。）と緊密な連絡体制の下で事業を実施すること。

また、より効果的と考えられる広報手段（選択理由、概算費用、想定される効果もあわせて記載）、広報の時期及び実施体制を提案すること。

(1) 放射線に関する基本的な情報等の発信

本事業のターゲットである、広く国民一般（特に、乳幼児・児童生徒の保護者及び妊産

婦) に対し、放射線に関する基本的な情報等を知ってもらうための効果的な発信を行う。その際の留意点は以下のとおり。

- ① 発信内容については、戦略のⅡ. 1. (2) ①(放射線の基本的事項及び健康影響) 及び②(食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準)を基本としつつ、必要に応じてポイントを絞った形とする。
- ② コンテンツについては、ターゲットと使用する広報媒体のそれぞれの特性を勘案し、効果的なものを作成する。その際、戦略Ⅱ. 1. (3) (発信の工夫)を踏まえるものとし、特に次の事項に重点を置く。
 - (ア) 重要度の高いものからシンプルに発信する。
 - (イ) 放射線以外のリスクを示しつつ、放射線リスクを相対化して発信する。
 - (ウ) 放射線量を視覚的、感覚的にスケール感が分かりやすい形で発信する。
 - (エ) 受信者目線で印象に残る工夫を凝らす。
 - (オ) マンガ、アニメーション、動画など親しみやすいコンテンツを作成する。
(マンガ等の既存の関連するコンテンツとのコラボレーション、ショートムービーの活用等)
 - (カ) 魅力あるコンテンツを作成するディレクターを活用するなどクオリティの高いコンテンツの作成を目指す。
- ③ 広報媒体については、ターゲットに放射線に関する基本的な情報を知ってもらうためにより効果的なものとする。
- ④ 必要に応じて、放射線に関する基本的な情報について、ターゲットが知ろうとするためのインセンティブの導入を検討する。

(2) 福島の実況に関する情報の発信

福島の実況に関心を持った人に対しても、放射線に関する基本的な情報を知ってもらうため、当庁ウェブサイト「福島の今」(「平成30年度放射線等に関する情報発信事業」において作成)を活用した効果的な発信を行う。その際の留意点は以下のとおり。

- ① ターゲットを当庁ウェブサイト「福島の今」により誘引するためのより効果的な方法を検討し実施する。
- ② 戦略Ⅱ. 1. (2) ③(復興が進展している被災地の姿)を踏まえ、復興に向けて前向きな取組を行う人々の姿等を風評払拭につながる形で発信する。その際のコンテンツや広報媒体については、上記1. (1) ③④と同様とする。
- ③ 同サイトについて、トップページを訪問したターゲットが各コンテンツも、より多数閲覧してもらえるよう工夫し、「福島の今」を紹介するポータルサイトとしての改善を図る。

(3) インフルエンサー等を通じた情報発信

事業の目的に資するため、ターゲットにとって信頼性が高く、比較的多数のフォロワーを持つなど発信力のあるインフルエンサーから、放射線に関する基本的な情報や福島の現

状等を発信してもらおう。なお、発信が一過性のものとならないよう、当庁ウェブサイトにおいて取組の様相をまとめた動画を掲載するなど検討する。

(4) 効果測定及び検証

情報発信の実施前に事前調査を行い、放射線に関する基本的な情報等に対する認識や理解度等について現状の把握を行う。

また、各情報発信実施後、要した費用を含めた効果を調査・分析・検証する。

(5) 有識者からの意見聴取

上記(1)～(4)の実施に当たっては、有識者から適宜意見聴取を実施する。なお、意見聴取の実施に必要な作業や有識者への依頼、旅費・謝金の支払等を行う。

(6) その他

上記(1)～(3)で発信するコンテンツについては、当庁ウェブサイト等に掲載する。

(7) 留意事項

- ① 各コンテンツについては、戦略、「平成30年度放射線等に関する情報発信事業」事業報告書、「令和元年度放射線等に関する情報発信事業」事業報告書、「放射線のホント」(平成30年3月当庁)、「風評の払拭に向けて」(平成31年3月当庁)、「放射線リスクに関する基礎的情報」(令和元年5月当庁)等を踏まえて作成し、統一性・連動性のあるものとする。
- ② 本事業の検討に当たっては、他の効果的な情報発信事例を参考とする。
- ③ 本事業を効果的なものとするために必要なイベント等を当庁が実施、参画する場合は適宜支援する。
- ④ 放射線に関する情報については、発信により更なる風評を招かないようにするなど、発信することによる影響を十分考慮した慎重な発信内容・方法等とする。
- ⑤ 本事業については、おおむね以下の工程を目安として実施する。
 - ・令和2年6月下旬頃～(事前調査、広報媒体の手配、コンテンツ制作)
 - ・令和2年7月頃～令和3年1月頃
(情報発信の期間：この中から集中的なキャンペーン期間を設定するのも可)
 - ・令和3年2月頃(効果測定)
- ⑥ 著名人を起用した広報活動を行う場合などにおいては、過大な費用負担とならないように配慮する。
- ⑦ 当庁ウェブサイト等への掲載にあたり、請負者は当庁担当者に対して必要な支援を行うこと。
- ⑧ 上記(1)～(6)各項に対して、当庁との緊密な連携のもと、適切な運営・企画を行うために、事業全体を管理するための体制を整える。
- ⑨ 上記(1)～(6)各項の具体的な内容は、当庁職員との協議により定める。

(8) 事業実施期間

本事業の実施期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。

3 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の

理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和01・02・03(平成31・32・33)年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

4 企画競争説明会の開催

開催しない。なお、質問等がある場合は、5(1)エの担当者まで問合せること。

5 企画提案の手続等

(1) 企画提案募集要領の交付期間、企画提案書の提出期限等

ア 企画提案募集要領の交付期間

令和2年5月1日(金)から同年6月4日(木)まで

イ 企画提案募集要領の交付方法

企画提案募集要領の交付を希望する場合は、下記エの復興庁原子力災害復興班の担当者まで問合せること。

ウ 企画提案書の提出期限

令和2年6月5日(金)17時まで

エ 企画提案書の提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階
復興庁原子力災害復興班 佐藤・湊田
電話 03-6328-0244

(2) 企画提案書の提出方法

上記5(1)エあて、原則郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着。)で10部及び電子媒体(光ディスク(CD-R又はDVD-Rディスク)1部)を提出すること。なお、電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、一太郎、pdf形式のいずれかとする。ただし、映像資料についてはWindows Media Playerで動作するものとする。

また、全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を1部提出すること。

※宅配便も可とする。

6 契約候補者の選定方法

令和2年度放射線等に関する情報発信事業に係る企画提案募集要領に基づき提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

7 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に

虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

8

選定結果の通知

令和2年6月下旬までに企画提案書を提出した全者に通知する。

9

その他

詳細は令和2年度放射線等に関する情報発信事業に係る企画提案募集要領による。

(以 上)